ては、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事で格付けされた者又は塗装工事の有資格者であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成15年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１、求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体の場合（橋梁補修工事かつ塗装工事の有資格者）

求める実績１

供用中の国道または自動車専用道路において鋼構造物の補強を実施した工事

求める実績２

鋼橋の塗替塗装を実施した工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）の場合

②―１　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者（橋梁補修工事かつ塗装工事の有資格者）

求める実績１

供用中の国道または自動車専用道路において鋼構造物の補強を実施した工事

求める実績２

鋼橋の塗替塗装を実施した工事

②―２　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外（橋梁補修工事かつ塗装工事の有資格者）

求める実績１

供用中の道路において鋼構造物の補強を実施した工事

求める実績２

鋼橋の塗替塗装を実施した工事

③　特定建設工事共同企業体（乙型）の場合

③―１　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合

ⓐ　橋梁補修工事の有資格者の構成員

求める実績１

供用中の国道または自動車専用道路において鋼構造物の補強を実施した工事

ⓑ　塗装工事の有資格者の構成員

求める実績２

設計塗装面積が２万㎡以上ある鋼橋の塗替塗装を実施した工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。ただし、両工種の有資格者である場合は（甲）（乙）どちらでもよい。又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　工事目的物の性能・機能に関する事項の「品質管理⑴」、「品質管理⑵」、社会的要請に関する事項の「安全管理」を評価項目とする。

なお、技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

⑶　評価内容　技術提案は、「安全管理」を除き２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も認める（標準案は「可」で評価する）。「安全管理」の技術提案は、１提案以内とし、２提案以上の場合は不可とし、技術提案がない場合は不適格とする。

なお、技術提案書の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目ごとにＡ４版片面２枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不可とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不採用とする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不採用とする。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による作業従事者の安全対策

実施方法等：●●を設置する。

▲▲を実施する。

■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。

・技術提案の実施に際して第三者協議が必要となる場合

・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。

・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。

・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合

・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　品質管理⑴　既設構造物に対する耐震補強、支承取替の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

※必ずしも既設構造物に対する耐震補強・支承取替の品質向上対策のすべての項目に関する技術提案を行う必要はない。